

令和6年度

葛城市議会基本条例評価集計

葛城市議会

(令和7年3月6日作成)

評価方法・項目等にかかる説明

議員全員が個々に基本条例にかかる取り組み状況の評価し、その評価を受けて今後取り組むべきことや、基本条例の改正等について自身の考えを記入した。その内容を議会改革特別委員会で取りまとめた後に整理したのが、本評価集計である。

なお、評価項目について、『評価』及び『今後の方向性』の欄については下記のとおり、それぞれ5つの区分から選択している。『評価理由・取り組み状況等』については、評価した理由や根拠となる取り組みについて、『今後の方向性・取り組む内容・改正案等主要な意見』については、評価を受けて今後の方向性や新たな取組の提言、条例の改正が必要であると判断された場合は、改正案について各議員の意見を整理して掲載した。『改正の必要性』については、『今後の方向性』で、2番の『条文に従い取り組むが一部見直しを検討』や4番の『条文の改正を検討』と評価された場合は『有』、それ以外は『無』と評価した。

※評価

A	十分に達成された
B	概ね達成された
C	一部達成された
D	今後の取組が必要
E	評価に該当せず

※今後の方向性

1	条文に従いこれまでどおり取り組む
2	条文に従い取り組むが一部見直しを検討
3	条文に従い新たな取り組みを検討
4	条文の改正を検討
5	その他

評価理由・取り組み状況等	評価判定した理由や現に取り組んでいる内容を記載
今後の方向性・取り組む内容・改正案等主要な意見	評価を受け、今後の方向性や新たな取組、条例の見直し案等を記載

※前文から第3条までは、本条例の制定までの背景や目的、議会又は議員活動の原則について記載されたものなので、『評価に該当せず』とした。

前文

条 文

葛城市議会は、日本国憲法に基づいて、葛城市民による直接選挙によって選ばれた市民の代表で構成される合議制の議事機関であり、二元代表制の下、市政における課題の論点及び争点を明らかにしながら、自由闊達な議論を通じて意思決定を行うとともに、市政運営への評価・監視機能及び立法機能を十分に発揮することにより、地方自治の本旨の実現を目指すものである。また、今後、更なる地方分権改革の進展や全国的な人口減少社会の到来など本市を取り巻く環境が大きく変化していくことが予測され、市の意思決定機関として本市議会が果たすべき役割の重要性が増すなか、本市議会においては、市民の生活向上と福祉の充実のため、市民の意思を的確に把握し、豊かな自然と古代からの歴史と文化の香り高いまちとして輝いてきた葛城市のまちづくりを更に推進していかなければならないところである。このような役割を踏まえ、本市議会は、公平・公正で透明な議会運営に努め、これまでの議会改革を更に推進し、市民の参加と開かれた議会づくりを追求するとともに、葛城市政の更なる発展に寄与するため議会の目指すべき理念を達成することを決意し、この条例を制定するものである。

評価	E評価に該当せず	今後の方向性	5 その他	改正の必要性	無
評価理由・取り組み状況等		今後の方向・取り組む内容・改正案等主要な意見			

第1章 総則 第1条

条 文

(目的)
 この条例は、葛城市議会(以下「議会」という。)及び議会の議員(以下「議員」という。)の活動の在り方に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確に応え、市民福祉の向上及び本市の発展に寄与することを目的とする。

評価	E評価に該当せず	今後の方向性	5 その他	改正の必要性	無
評価理由・取り組み状況等		今後の方向・取り組む内容・改正案等主要な意見			

第2章 議会及び議員の活動原則 第2条

条 文

(議会の活動原則)

議会は、市民の代表機関であることを常に自覚し、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 公平性、公正性、透明性及び信頼性を重んじた市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための運営に努めること。

評価	E評価に該当せず	今後の方向性	5 その他	改正の必要性	無
評価理由・取り組み状況等		今後の方向・取り組む内容・改正案等主要な意見			

第2章 議会及び議員の活動原則 第3条

条 文

(議員の活動原則)

議員は、議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじなければならない。

2 議員は、市政について、市民の意見、要望及び提案を把握するとともに、自己の能力を高めるために不断の研鑽を行うことによって、計画、施策及び事業(以下これらを「政策」という。)の立案及び提言を行うよう努めるものとする。

3 議員は、市民全体の福祉の向上を目指して活動するものとする。

評価	E評価に該当せず	今後の方向性	5 その他	改正の必要性	無
評価理由・取り組み状況等		今後の方向・取り組む内容・改正案等主要な意見			

第3章 市民と議会の関係 第4条

条 文

(市民参加及び市民との連携)

議会は、市民に対し、その保有する情報を積極的に発信するとともに議会の活動に関する情報公開を徹底し、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、本会議のほか、常任委員会及び特別委員会(以下これらを「委員会」という。)を原則公開するものとする。

3 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第100条の2の規定による専門的知見の活用並びに法第109条第5項及び法第115条の2による参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、市民や学識経験者等の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

4 議会は、市民から出された意見、要望及び提案を真摯に受け止めて検討し、政策の立案に生かすものとする。

5 議会は、市民からの請願及び陳情を市民による政策の提案と受け止めるとともに、請願にあつては、これを審議し、又は審査するものとする。

評価	A-2 B-8 C-4 D-0 E-0	今後の方向性	1 条文に従いこれまでどおり取り組む	改正の必要性	無
評価理由・取り組み状況等		今後の方向・取り組む内容・改正案等主要な意見			
<p>○請願は提出者の意見を紹介者から聞き取り、慎重に審議</p> <p>○議会だよりや市民懇談会で、市民に情報を公開</p> <p>○有識者等の専門的知見の活用は低調</p> <p>(取り組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会だよりの発行(年4回) ・市民懇談会の開催(年1回) ・本会議、委員会ネット中継、録画配信、会議録検索システム 		<ul style="list-style-type: none"> ●議会と行政の機能の違いを市民に理解していただくアプローチが必要 ●専門的知見、幅広い市民の声をもっと審議の場で活用する必要あり ●議案審議だけでなく、市民の意見、要望を政策立案に生かす 			
【 1-13 2-0 3-1 4-0 5-0 】					

第3章 市民と議会の関係 第5条

条 文

(広報機能の充実)

議会は、市政及び議会運営に係る情報を常に市民に対して周知するため、広報機能を充実させなければならない。

2 議会は、議案に対する各議員の対応を議会広報で公表する等、情報の提供に努めるものとする。

3 議会は、情報通信技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

評価	A-2 B-10 C-1 D-1 E-0	今後の方向性	1 条文に従いこれまでどおり取り組む	改正の必要性	無
----	----------------------	--------	--------------------	--------	---

評価理由・取り組み状況等	今後の方向・取り組む内容・改正案等主要な意見
--------------	------------------------

<p>○議会だよりにおいて積極的な情報発信</p> <p>○議会だよりの中で、「きかせて！市民の声」継続</p> <p>○市民から議会においてどんな議論がなされているのか見えてこないという意見あり</p> <p>○議会だよりでの「きかせて！市民の声」など工夫された取り組み</p> <p>○議会だより以外の媒体（SNS等）による広報周知がない</p> <p>(取り組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会だよりの発行（年4回） ・本会議、委員会ネット中継、録画配信、会議録検索システム 	<ul style="list-style-type: none"> ●議会だよりの本文について、市民によりわかりやすい工夫が必要 ●議会だよりの中で、重要な議論について二次元コードによる録画配信への誘導が必要 ●ネット中継、録画配信を市民に視聴してもらうための広報が必要 ●議会中継等を市民に視聴してもらうためにも、質疑をわかりやすく端的にする ●紙媒体だけでなくデジタル化やSNS等の活用が必要
--	--

第3章 市民と議会の関係 第6条

条 文

(市民懇談会)

議会は、市政及び議会運営について、市民と情報の共有及び意見交換を行うため、市民懇談会を開催するものとする。

評価	A-4 B-8 C-2 D-0 E-0	今後の方向性	1 条文に従いこれまでどおり取り組む	改正の必要性	無
評価理由・取り組み状況等		今後の方向・取り組む内容・改正案等主要な意見			
<p>○本条例制定後初めて市民懇談会を開催し、一定の成果あり</p> <p>○令和6年度の市民懇談会は前回平成29年度開催したときより多くの市民に参加いただけた</p> <p>○市民懇談会で特別委員会等で審査している内容を報告し、市民の意見もいただいた</p> <p>○市民懇談会の報告内容が一部行政側の実績報告のようになった</p> <p>○市民懇談会で市民の意見・要望を聞く時間が短い</p> <p>(取り組み)</p> <p>・市民懇談会の開催(年1回)</p>		<p>●令和7年度は前年度の反省を活かし、運営面での改善必要</p> <p>●有事でも市民懇談会が開催できる対応を考える</p> <p>●行政の実績報告ではなく議会の活動について報告する</p> <p>●開催回数、開催場所、市民への事前告知について早めに決定</p>			
【1-11 2-3 3-0 4-0 5-0】					

第4章 議会と行政の関係 第7条

条 文

(議会及び議員と市長等執行機関との関係)

議会は、市長等執行機関(以下「市長等」という。)と対等の立場にある機関であり、市の意思を決定する責務及び市長等を監視・評価する義務を負う機関である。

2 議会は、その権能の違いを踏まえ、市長等と健全な緊張関係を保たなければならない。

3 議会の本会議における議員と市長の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。

4 議長から本会議、常任委員会及び特別委員会(以下これらを「会議等」という。)への出席を要請された市長等は、議員の質問に対して論点を明確にするため、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

評価	A-4 B-8 C-1 D-1 E-0	今後の方向性	1 条文に従いこれまでどおり取り組む	改正の必要性	無
評価理由・取り組み状況等		今後の方向・取り組む内容・改正案等主要な意見			
<p>○条文のとおり実施できている</p> <p>○議会と市長との健全な緊張関係は概ね保てた</p> <p>○行政の説明不足について議会から指摘していた</p> <p>○一般質問において、通告の範囲について行政側と食い違う時があり、論点を明確にできないときがあった</p> <p>○議員個々の発言により、論点を整理明確にできないときがあった</p> <p>(取り組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般質問についてすべて一問一答方式で実施 ・反問権について、会議前事前に行政側に説明 		<ul style="list-style-type: none"> ●一般質問時の打合せを有効に利用して、論点や争点を明確にする ●反問権について、議会と行政との間で再確認が必要 ●委員会等の質疑において、短く的確にすることで、反問権の行使を減らし、傍聴している市民に対しても論点を明確にする ●議案や行政側の報告に対し内容をしっかり把握して、議会の責任を果たす(内容のない討論をしない) 			
【 1-14 2-0 3-0 4-0 5-0 】					

第4章 議会と行政の関係 第8条

条 文

(議会審議における論点情報の形成)

議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- | | |
|------------------------|---------------------|
| (1) 政策の発生源 | (2) 提案に至るまでの経緯 |
| (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討 | (4) 市民参加の実施の有無とその内容 |
| (5) 総合計画との整合性 | (6) 財源措置 |
| (7) 将来にわたるコスト計算 | (8) 政策の持続可能性 |

評価	A-1 B-6 C-4 D-3 E-0	今後の方向性	1 条文に従いこれまでどおり取り組む	改正の必要性	無
評価理由・取り組み状況等		今後の方向・取り組む内容・改正案等主要な意見			
<p>○質疑は熱心に行われていた</p> <p>○すべての事項について確認できていない</p> <p>○重要施策について財政面の質疑をしても、明確な答弁をもらえなかった</p> <p>○一議員が1回の質疑ですべてを問うことは困難</p> <p>(取り組み)</p> <p>・重要施策について特別委員会設置</p>		<p>●すべての事項を記載できるような提案書を議会で作成し、市長が提案する際は必ず資料として提出を求める</p> <p>●研修等で議員個々の実力を高め、より意義のある質疑を行う</p> <p>●すべての事項を明らかにするための質疑を行い、エビデンスを明確にする</p>			
【 1-12 2-1 3-1 4-0 5-0】					

第4章 議会と行政の関係 第9条

条 文

(予算及び決算における政策説明)

議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に求めるものとする。

評価	A-4 B-7 C-2 D-1 E-0	今後の方向性	1 条文に従いこれまでどおり取り組む	改正の必要性	無
評価理由・取り組み状況等		今後の方向・取り組む内容・改正案等主要な意見			
<ul style="list-style-type: none"> ○ある程度行政側に説明を求めている ○特別委員会審査時に、議会からの要望により、説明資料の改善が図られた ○費用対効果の観点での追及がなかった ○重要な事業について十分な事業計画が示されていない ○議案に対して、論点情報の整理が欠けている部分あり <p>(取り組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予算案の概要、決算に係る主要な施策の成果報告書等の資料を要求 ・ 当初予算の重要事業等について、予算案のポイントとして別資料を要求 		<ul style="list-style-type: none"> ● 予算概要書や決算成果報告書等の添付資料について、更なる充実を求める ● 将来像を確認できる事業計画を示すよう求める ● 予算や決算の審査のときに実績等を質疑するのではなく、事前に把握し内容を分析したうえで審査に臨む ● 論点を明確にするためにも、予算や決算での問題点を事前に把握し、的確な質疑をする ● 市長の答弁をより引き出し、費用対効果を追求する質疑が必要 			
【 1-11 2-2 3-1 4-0 5-0】					

第5章 自由討議の保障 第10条

条 文

(議会の合意形成)

議会は、言論の府であることを十分に認識し、議長は、市長等に対する会議等への出席要請は必要最小限にとどめ、議員相互間の自由討議を中心に運営しなければならない。

評価	A-1 B-8 C-2 D-3 E-0	今後の方向性	1 条文に従いこれまでどおり取り組む	改正の必要性	無
評価理由・取り組み状況等		今後の方向・取り組む内容・改正案等主要な意見			
<p>○議員相互間の自由討議を妨げていない</p> <p>○たとえば、議員定数について最終的に意見をまとめることはできなかったが、一定時間、調査と議論をした</p> <p>○委員会審査での議員間討議の回数が少ない</p> <p>○自由討議は行われることが望ましが、現実行われていない</p> <p>○合意形成のための研修実施したが、十分な成果があったとは言えない</p> <p>(取り組み)</p> <p>・委員会審査における議員間討議の導入</p>		<p>●論点を明確にする効果的な質疑をし、論点と全く違う発言を制限する必要あり</p> <p>●議論が分かれるときは、議員間討議を積極的に行うためにも、論点を明確にする必要あり</p> <p>●他の議員の質疑、行政側の答弁等の内容を確認したうえで、論点を深掘するような質疑を続ける</p>			
【 1-9 2-2 3-2 4-1 5-0】					

第6章 委員会活動 第11条

条 文

(委員会の活動)

- 委員会審査に当たっては、資料等を積極的に公開しながら市民に対し、分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。
- 2 委員会は、閉会中も所管事務調査を積極的に行うことにより行政監視を行うとともに、政策の立案、政策の提言その他の能動的な活動をするよう努めるものとする。
- 3 委員長は、委員会の秩序保持に努め、委員長報告を作成するとともに、質疑に対する答弁も責任をもって行わなければならない。

評価	A-3 B-9 C-2 D-0 E-0	今後の方向性	1 条文に従いこれまでどおり取り組む	改正の必要性	無
評価理由・取り組み状況等		今後の方向・取り組む内容・改正案等主要な意見			
<p>○傍聴人に対し資料の貸し出しをしている</p> <p>○委員会の役割を理解し、その役割を果たすべく努めることができた</p> <p>○所管事務調査について、過去に比べ積極的に行っていない</p> <p>○委員長報告に対する質疑はほとんど行われていない</p> <p>(取り組み)</p> <p>・ 定例会終了時に閉会中の所管事項調査項目を決定</p>		<p>●市民に分かりやすい議論を行うよう努める</p> <p>●委員長報告の作成を今後どのように扱うか検討する</p> <p>●問題をしばって継続して所管事務調査を行い、政策立案・提言につなげる(提言内容を市民懇談会で報告)</p> <p>●委員長は各委員の質疑を整理し、論点が明確になるよう委員会運営を行う(質疑がちらっかって論点が見えなくならないように)</p>			
【 1-12 2-1 3-0 4-0 5-1】					

第7章 議会及び議会事務局の体制整備 第12条

条 文

(議員研修の充実強化)

議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家等との議員研修会を年1回以上開催するものとする。

評価	A-7 B-7 C-0 D-0 E-0	今後の方向性	1 条文に従いこれまでどおり取り組む	改正の必要性	無
評価理由・取り組み状況等		今後の方向・取り組む内容・改正案等主要な意見			
<p>○毎年専門分野の講師を招いて研修している</p> <p>○議員研修のテーマは、直面する議会の課題に対するものである</p> <p>○講師を招いての研修や先進地視察研修を実施しているが、その後の議会活動に生かしきれないことがある</p> <p>(取り組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門分野の講師を招いての研修会実施 (年1回) ・常任委員会の先進地視察研修実施 (年1回) ・議会運営やその他議会全体にかかる問題について、先進地視察研修を実施 		<ul style="list-style-type: none"> ●資質向上のための研修なので、受講する者の心構えの重要性の再認識必要 ●研修を受けるだけでなく、受けた成果を議会活動に反映させる必要あり ●研修の実施にあっては目的を明確にし、目的の達成のために効果的な方法や視察場所・テーマの選定を行う ●研修実施後に研修報告の提出を求め、その内容をホームページに掲載する必要あり ●政務活動費が無いので、予算も含めた議会研修の在り方について検討必要 ●現在の研修体制を継続し、今後は議員各自がスキルアップする必要あり 			
【 1-13 2-1 3-0 4-0 5-0】					

第7章 議会及び議会事務局の体制整備 第13条

条 文

(議会事務局の体制整備)

議会は、議会及び議員の政策形成・立案機能を高めるため、議会事務局の調査・法務機能の充実強化を図るものとする。

評価	A-10 B-4 C-0 D-0 E-0	今後の方向性	1 条文に従いこれまでどおり取り組む	改正の必要性	無
評価理由・取り組み状況等		今後の方向・取り組む内容・改正案等主要な意見			
<p>○議会事務局の機能を発揮するだけの職員数の確保ができて いる</p> <p>○議員活動資料の要求について、速やかに対応できている</p> <p>(取り組み)</p> <p>・県や近畿、全国市議会議長会開催の研修に積極的に参加</p>		<p>●継続して従来の対応ができるよう研修等へ引き続き参加する</p> <p>●議員の政策提言のためにも、法務能力等を強化する</p>			
【1-14 2-0 3-0 4-0 5-0】					

第7章 議会及び議会事務局の体制整備 第14条

条 文

(議会図書室の利用)

議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の整備及び図書の充実に努めるものとする。

評価	A-4 B-8 C-1 D-1 E-0	今後の方向性	1 条文に従いこれまでどおり取り組む	改正の必要性	無
評価理由・取り組み状況等		今後の方向・取り組む内容・改正案等主要な意見			
<p>○毎年その時代背景にあった書籍を購入している</p> <p>○書籍の数量、多様な分類の書籍があり、充実している</p> <p>○書籍の検索が困難である</p> <p>○図書室、書籍の利用頻度が低い</p> <p>(取り組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年8万円の予算を計上し書籍を購入 ・購入時に議員全員に要望を確認 		<ul style="list-style-type: none"> ●収集した資料整理や開架方法について工夫が必要 ●陳腐化した蔵書もあるので、適切な方法で処分することも必要 ●テーマに関係する書籍を集中的に揃えていくことが必要 			
【1-14 2-0 3-0 4-0 5-0】					

第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇 第15条

条 文

(議員の政治倫理)

議員は、葛城市政治倫理条例(平成17年葛城市条例第34号)を規範とし、遵守しなければならない。

評価	A-4 B-3 C-4 D-3 E-0	今後の方向性	1 条文に従いこれまでどおり取り組む	改正の必要性	無
評価理由・取り組み状況等		今後の方向・取り組む内容・改正案等主要な意見			
<p>○特に問題はなかった</p> <p>○言動や行動によって倫理的に問題となった事例は見受けられなかった</p> <p>○議員としてのあり方について、議員同士の評価や市民から評価を受けることが多かったため</p> <p>○議会の品位を保つことにおいて問題を感じる事例がある</p> <p>(取り組み)</p> <p>・特になし</p>		<p>●毎年は必要ないが定期的に研修をして、条例厳守の重要性を再確認する</p> <p>●兼業規定に係る条例改正及び兼業実績の報告と情報公開制度の構築が必要</p> <p>●議会議員だけの政治倫理条例を定めるべきである</p>			
【 1-9 2-2 3-2 4-1 5-0】					

第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇 第16条

条 文

(議員定数)

議会は、その役割及び責務を果たすことができるようになることを前提として、議員定数の改正に当たっては、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するものとする。

2 議員定数の基準は、市の人口、面積、財政力及び事業課題並びにこれらの類似市の議員定数と比較検討し、市民の意見を十分に考慮して決定するものとする。

3 議員定数の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、議員定数の基準等の明確な改正理由を付して、法第109条第6項又は法第112条第1項の規定に基づき、委員会、議会運営委員会又は議員から提出するものとする。

評価	A-6 B-3 C-2 D-3 E-0	今後の方向性	1 条文に従いこれまでどおり取り組む	改正の必要性	無
評価理由・取り組み状況等		今後の方向・取り組む内容・改正案等主要な意見			
<p>○見直しにより定数削減を実施した。議論も十分にされた</p> <p>○議会改革特別委員会の調査により、ほぼ条文内の条件を確認した</p> <p>○議員定数について調査、論議はされたが、議員定数を減にした方が良いと言う明確な根拠はなかったように思う</p> <p>(取り組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会改革特別委員会での審議 ・議員定数・報酬・政務活動費に関する基礎調査報告書の作成しホームページに公開、市民懇談会で報告 ・市民懇談会でアンケート調査を実施 		<ul style="list-style-type: none"> ●今回の条例改正の状況を考えると、新たな取り組みを検討する必要あり ●現条例を継続していく ●定数削減の問題が出たときは、条文に従ってスムーズな調査検討が必要 			
【 1-11 2-2 3-1 4-0 5-0】					

第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇 第17条

条 文

(議員報酬)

議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望及び市民の意見を十分に考慮するものとする。

2 議員報酬の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して、法第109条第6項又は法第112条第1項の規定に基づき、委員会、議会運営委員会又は議員から提出するものとする。

評価	A-4 B-2 C-1 D-7 E-0	今後の方向性	1 条文に従いこれまでどおり取り組む	改正の必要性	無
評価理由・取り組み状況等		今後の方向・取り組む内容・改正案等主要な意見			
<p>○報酬の改正は実施していないが、議会改革特別委員会で協議中である</p> <p>○市民懇談会で報酬についてのアンケートを実施した。</p> <p>○議員報酬について、未だ条文の内容を議論していない</p> <p>(取り組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会改革特別委員会での審議 ・議員定数・報酬・政務活動費に関する基礎調査報告書の作成しホームページに公開、市民懇談会で報告 ・市民懇談会でアンケート調査を実施 		<ul style="list-style-type: none"> ●第3者機関の答申を受けるなどの条文改正が必要 ●本市は政務活動費が支給されていないので、その点を考慮して検討が必要 ●前回選挙が無投票であることが、議員のなり手不足が原因なのか、また、その一因に報酬額が絡むのか調査必要 			
【 1-11 2-2 3-0 4-1 5-0】					

第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇 第18条

条 文

(最高規範性)

この条例は、議会における最高規範であり、他の条例、規則、告示及び訓令の制定改廃に当たっては、この条例を尊重し、整合を図らなければならない。

評価	A-7 B-6 C-0 D-1 E-0	今後の方向性	1 条文に従いこれまでどおり取り組む	改正の必要性	無
評価理由・取り組み状況等		今後の方向・取り組む内容・改正案等主要な意見			
<p>○他の条例等との整合性は図られている</p> <p>○定期的な評価を毎年実施しており、議員全員で再確認を実施している</p> <p>○現在の状況に条例を合わすことを第一と考えずに、現行条例のとおり実施して現状にそぐわないかを検討している</p> <p>○十分に達成されていない項目もある</p> <p>(取り組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の達成度を毎年検証 ・ 議会に係る条例や規則制定、改正時に本条例に抵触するか確認 		<ul style="list-style-type: none"> ● 歴代の議員の皆様が協議を重ねて作成された条例なので、そのことを重きにおき継続していく ● 本条例の前文にあるように、崇高な精神のもとに制定されたものであるため、今後もこの条例を尊重していく 			
【 1-13 2-0 3-0 4-0 5-1 】					

第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇 第19条

条 文

(見直し手続)

- 議会は、毎年1回、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検証及び報告するものとする。
- 2 議会は、前項による検証の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。
- 3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

評価	A-5 B-8 C-0 D-1 E-0	今後の方向性	1 条文に従いこれまでどおり取り組む	改正の必要性	無
評価理由・取り組み状況等		今後の方向・取り組む内容・改正案等主要な意見			
<p>○毎年議会改革特別委員会において目的が達成されているか検証している</p> <p>○今年の検証は議員全員に評価をしていただいた</p> <p>(取り組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本条例の目的達成されているかの検証作業 ・全議員による条文評価を実施 		<ul style="list-style-type: none"> ●全議員による評価を基に検証を行うのであれば、改正が必要である ●第2項に「適切な措置を講じた場合には、その内容を公表するものとする。」を加筆すべきである ●今後も毎年目的達成されているのか検証作業を実施する ●条例の改正を含めて適切な措置を講じるときは、報告書を作成し公表することを条文に加える必要あり 			
【 1-11 2-2 3-0 4-1 5-0】					